

香川県水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成27年 3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県水道局管理規程第1号

香川県水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

香川県水道局企業職員の給与に関する規程（昭和43年香川県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理職手当) 第3条 略</p> <p>(管理職員特別勤務手当) 第8条 香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（次項及び第3項において「条例」という。）第12条の2第1項の規定による管理職員特別勤務手当の額は、<u>同項の勤務1回につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、勤務に従事した時間が6時間を超えるときは、その額に100分の150を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 <u>条例第12条の2第2項の規定による管理職員特別勤務手当の額は、同項の勤務1回につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 6,000円 (2) 前項第2号に掲げる職員 5,000円 (3) 前項第3号に掲げる職員 4,300円 (4) 前項第4号に掲げる職員 3,500円</p> <p>3 <u>条例第12条の2第1項の勤務をした後、引き続き同条第2項の勤務をした職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。</u></p>	<p>(管理職手当) 第3条 略</p> <p>2 <u>前項の規定による管理職手当の支給を受ける職員（以下「受給職員」という。）の55歳に達した日後における最初の4月1日（受給職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に受給職員となった場合にあっては、受給職員となった日）以後の管理職手当の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</u></p> <p>(管理職員特別勤務手当) 第8条 管理職員特別勤務手当の額は、香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第12条の2の規定による勤務1回につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、勤務に従事した時間が6時間を超えるときは、その額に100分の150を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

附 則
この規程は、平成27年4月1日から施行する。